

別表六の二(二十九)

「41」、「45」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	()
-------------	---	---	-----	-----

別表六の二(二十九)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可		
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)				
個 別 所 得 金 額	円	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額	円	
(個 別 所 得 金 額 控 除 限 度 額 以 下 の 金 額)	1	(1)	25	
(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度から対象となります。				
各 連 結 法 人 適 応 設 備	取 得 価 値 の 合 計 額	3	法 効 基 準 額	27
	(別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)		(26)、((26)-(9))又は((17)-(19))	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	4	法 人 税 額 基 準 額	28
			((25)と(27)のうち少ない金額)	
	税 額 控 除 限 度 額	5	当 期 税 額 控 除 可 能 額	29
	$(3)-(4) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{5}{100}$		((24)と(28)のうち少ない金額)	
	法 人 税 額 基 準 額	6	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	30
	$(38) \times \frac{(1)}{(34)}$		$(48) \times \frac{(29)}{(47)}$	
	個 別 帰 属 額 基 準 額	7	当 期 税 額 控 除 額	31
	$(2) \times \frac{20}{100}$		$(29)-(30)$	
	法 人 税 額 基 準 額	8	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	32
((6)と(7)のうち少ない金額)		$(11)+(21)+(31)$		
当 期 税 額 控 除 可 能 額	9	連 結 所 得 の 金 額	33	
((5)と(8)のうち少ない金額)		(別表四の二「55」の①)		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	10	各 情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	34	
$(40) \times \frac{(9)}{(39)}$		(情報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合計)		
当 期 税 額 控 除 額	11	事 業 適 応 繰 延 資 産 に 係 る 費 用 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額		
$(9)-(10)$				
に 事 業 適 応 設 備	支 出 し た 金 額 の 合 計 額	12	「41」欄 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（情報技術事業適応設備の取得等をした場合）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第4項」 ② 「区分番号」欄：「10650」 ③ 「適用額」欄：「41」欄の金額	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額	13		
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額	14		
	$((12)-(13)) \times \frac{3}{100} + (13) \times \frac{5}{100}$			
	法 人 税 額 基 準 額	15		
$(42) \times \frac{(1)}{(35)}$		個 別 帰 属 額 基 準 額		
お 人 事 業 適 応 設 備	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額	38	の 合 計 額	
	$(37) \times \frac{20}{100}$		情 報 技 術 事 業 適 応 設 備	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	39	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	39
	(各連結法人の(9)の合計)		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	40
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	40	(別表六の二(三)「7」の㉑)	
	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	41	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	41
	$(39)-(40)$		事 業 適 応 繰 延 資 産	
	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	42	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	42
	(38) 又は $((38)-(39))$		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	43
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	43	(各連結法人の(19)の合計)	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	44	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	44	
(別表六の二(三)「7」の㉒)		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	45	
当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	45	$(43)-(44)$		
の 計 算 等	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備	46	の 計 算 等	
	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	46	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額	46
	(38) 、 $((38)-(39))$ 又は $((42)-(43))$		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	47
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	47	(各連結法人の(29)の合計)	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	48	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	48
(別表六の二(三)「7」の㉓)		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	49	
当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額	49	$(47)-(48)$		
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額	50	$(41)+(45)+(49)$		
「49」欄				
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（生産工程効率化等設備等の取得等をした場合）を適用している場合				
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第6項」				
② 「区分番号」欄：「10652」				
③ 「適用額」欄：「49」欄の金額				